

平成15年通知「林野火災の予防及び消火活動について」の改正の概要について

R4.6 消防庁

- 令和3年2月の栃木県足利市における林野火災の対応を検証するべく開催した「より効果的な林野火災の消火に関する検討会」の議論において、足利市や応援部隊による消火活動はおおむね円滑に行われたものの、活動の手順や内容について、十分に明文化されておらず、部隊間で認識を共有できていない事項があることが明らかになった。

明文化・共有が 不十分な事項	通知において新設、拡充した部分	
	通知の項目	新設、拡充した内容
①指揮体制の確立・ 作戦立案の方法	2(4) 指揮体制の確立<拡充>	・迅速に 災害対策本部及び現地指揮本部を設置 し、現地指揮本部において 指揮系統を明確化 することや、関係機関間で 調整会議 を行うこと、 地図の活用 により 各部隊間の情報共有 を行うこと等を記載
②地上消火の在り方	2(3)ア. 地上消火の応援要請<新設>	・市町村長は、林野火災を覚知した場合、 速やかに 、相互応援協定に基づく出動要請、緊急消防援助隊の出動要請を行い 応援を求める ことを記載
	2(5)ア. 地上消火活動の留意点<新設>	・ 活動初期 は 延焼阻止線を設定 して 民家付近の放水 を実施する、 活動終期 は残火を 完全に鎮圧・鎮火 するなど、 活動時期に応じた効率的な消火活動 を行うことを記載
③部隊間の連携	2(2) 地上・空中消火の連携 <新設>	・ 地上消火 は、 延焼阻止線外の延焼を防止 するための消火活動を行い、 空中消火 は、 延焼阻止線内の地上消火が困難な地域 に対する消火活動を行うなど、 役割分担 をして連携することが重要であることを記載
	2(3)イ.(キ) 応援資源の配分(空中消火) <新設>	・ 複数の火災が発生した際には 、一の都道府県で発生している場合は 当該都道府県知事 が、都道府県をまたがって発生している場合は 消防庁長官 が、被災地の市町村長や都道府県知事の意見を聞き、 ヘリコプターの活動調整 を行うことを記載
	2(5)イ.(イ) 消防・防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターの連携 <新設>	・各ヘリコプターの大きさ・性能、搭載水量、給水方法、時間等を考慮して 連携方策を検討 することを記載